

業庫第12号（例）  
2023年3月1日

代理店引受金融機関本部  
代 理 店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

集計表に添付する歳入金等受入小計表の作成にかかる事務を取止めること<sup>(注)</sup>、ならびに国民年金保険料にかかる納付書の領収控から住所欄および氏名欄が廃止されることに伴い、または規程整備の観点から、標記規程（昭和55年2月1日付国丙第2号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、2023年4月3日から実施することとしましたので、通知します。

（注）本改正は、「歳入金等OCR帳票の一部廃止等について」（2022年9月15日付業庫第48号別添）において、追って実施する旨をお知らせしていた規程改正を行うものです。

なお、本改正における留意事項は、次のとおりです。

1. 歳入金等受入小計表の廃止関係

- 日本銀行では、上記（注）の通知でお知らせしたとおり、歳入金等OCR帳票を処理するためのシステム更改を2024年10月頃に行う予定です（具体的な更改日（以下「更改予定日」といいます。）は改めてご連絡します。）。
- 本改正は、代理店引受金融機関におけるシステムメンテナンス等の必要の対応を円滑に行っていただく観点から、更改予定日に先立ち、現金分の集計表の第1片に添付する歳入金等受入小計表の作成事務を取止めるものです。
- 本改正の実施日以後、更改までの間<sup>(注1)</sup>は、改正前の「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」国庫金編 後方2 1.の規定により、引続き、歳入金等受入小計表を作成し、現金分の集計表の第1片に添付したうえ、OCR処理店（統轄店を経由する場合を含む。）に送付いただくことができますので、代理店引受金融機関におかれては、更改までの間の適宜のタイミング

で、システムメンテナンス等の所要の対応を行っていただきますようお願いいたします<sup>(注2)</sup>。

(注1) 資金払込日が更改予定日以降となるものから、現金分の集計表の第1片に添付する歳入金等受入小計表は使用不可となります。

(注2) 集計表(機械作成用・5桁)(共業1063)の廃止に伴うシステムメンテナンスを行う場合は、前広に日本銀行(OCR処理店)にご連絡ください。

## 2. 国民年金保険料にかかる納付書関係

- 2023年4月3日より、国民年金保険料にかかる納付書については、領収控に住所欄および氏名欄が記載されていないものが持ち込まれる場合があります。この場合、住所欄および氏名欄にかかる領収控の確認は不要です。
- 自店で保管している国民年金保険料にかかる領収控のうち、住所欄および氏名欄がないものについて、歳入徴収官から歳入金領収済証明請求書の提出を受けた場合には、住所および氏名に代えて、歳入金領収済証明請求書の「納入告知書又は納付書の番号」欄に記載されている基礎年金番号により、領収控と歳入金領収済証明請求書の記載事項が一致していることをご確認ください。なお、変更後の領収控の記載事項は別添を参照してください。

**【本件に関する照会先】**

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)  
直井 (内線: 6070)、小堀 (内線: 6125)

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫金編 窓口2 1. (1) イ. を横線のとおり改める。

**イ. 受入書類の確認**

- 略（不変）
  - 記載事項が整っていること。
    - ・ 略（不変）
    - ・ 受入科目、取扱庁（取扱庁を「厚生労働省年金局」とする歳入金については、内訳口座<sup>(注)</sup>とする。以下同じ。）、納付者名等<sup>②</sup>の記載もれがないか
- 以下略（不変）

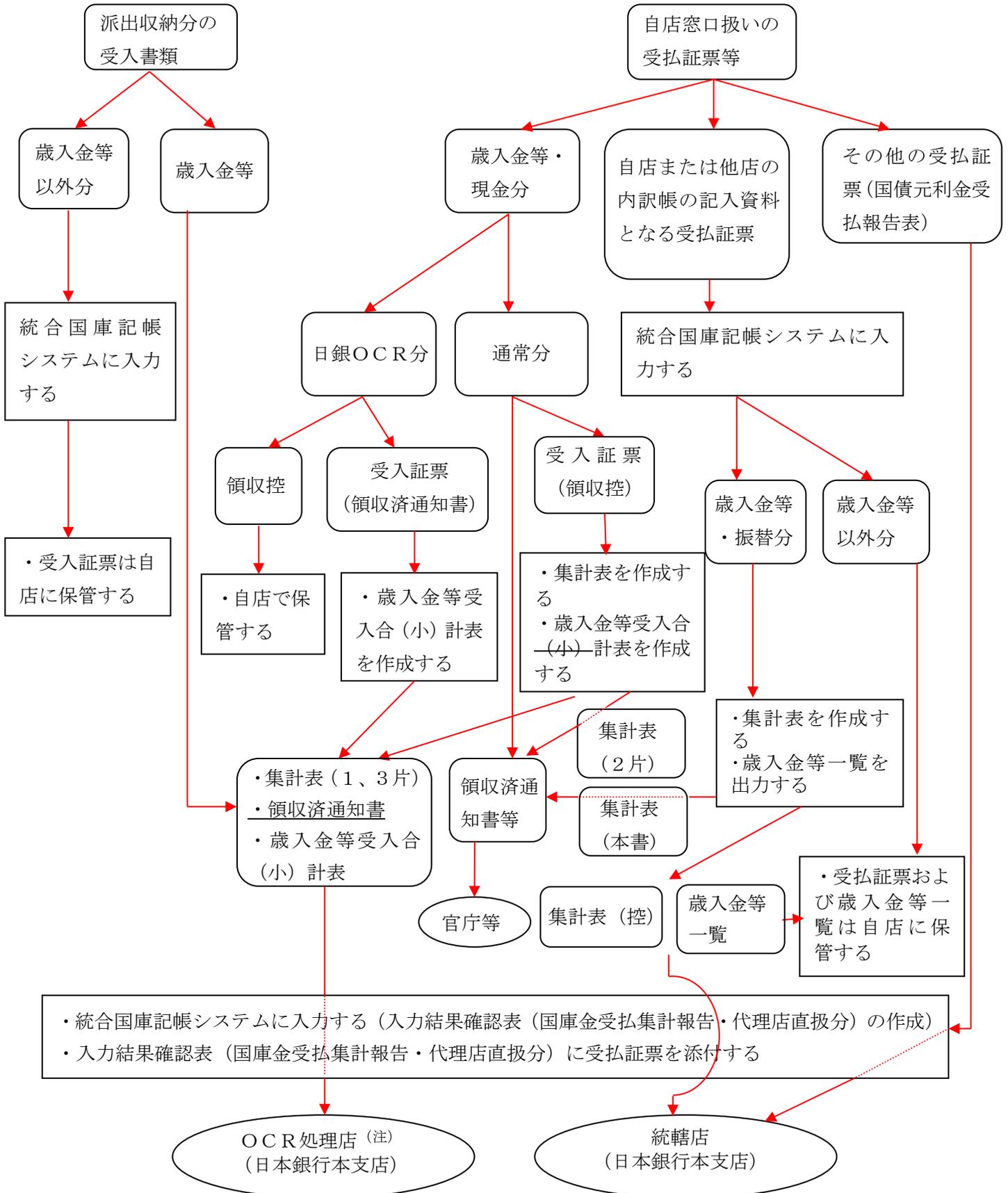
- 国庫金編 窓口2 1. (1) イ. の注意事項（右ページ）①の次に次の②を加える。

- ② 納付者名等にかかる欄がない場合には、確認を要しない。

- 国庫金編 後方2（参考）を横線のとおり改める。

(参考)

### 毎日の計算整理、報告事務の経路



以下略（不変）

- 国庫金編 後方 2. 1. (2) イ. (イ) B. (A) の注意事項 (251-3ページ) ② 4. を次のとおり改める (全面改正)。

#### 4. 【振替分の集計表の作成例】

4、5月受入分以外は記入しない。

(書式第18号)

- ・ 会計等番号は「歳入金等取扱庁一覧」等によって記入する。
  - ・ 一般会計は主管番号
  - ・ 特別会計は会計番号
- ・ 会計等名は記入を省略してもよい。

- ・ 取扱庁番号は「歳入金等取扱庁一覧」等によって記入する。
- ・ あて先は記入を省略してもよい。

集 計 表		作成店 振替印
年度		
会計等名又は会計等番号	国税収納金整理資金 (1016)	
あて先又は取扱庁番号	船橋税務署 (32286)	
26 枚	1,850,060 円	
(統轄店) 日本銀行 本店		
25枚		

領収済通知書等の枚数を記入する。

領収済通知書等と国庫金振替書の枚数が異なる場合に限り、控の下部余白に、国庫金振替書の枚数を記入する。

○ 国庫金編 後方2 1. (2)イ. (イ)B. (B)を横線のとおり改める。

(B) 歳入金等受入合計表等の作成

○ 略 (不変)

○ ~~集計表が多い場合は、これを適宜の枚数に区分して歳入金等受入小計表(書式第32号)④を作成し、これを集計して歳入金等受入合計表を作成する。~~

○ 歳入金等受入合計表、歳入金等受入小計表は、作成対象の集計表ごとに

添付する。

- 国庫金編 後方2 1. (2) イ. (イ) B. (B) の注意事項 (右ページ) ①を次のとおり改める (全面改正)。

- ① 1. 集計表の第1片に添付する用紙は下辺が赤刷のもの、日銀OCR分領収済通知書に添付する用紙は下辺が青刷のものを使用する。
- 2. 集計表の枚数が500枚を大きく超える場合には、およそ500枚ごととその残りについてそれぞれ歳入金等受入合計表を作成する。
- 3. ・ 日銀OCR分領収済通知書の枚数が100枚程度までの場合には、歳入金等受入小計表を作成せず歳入金等受入合計表のみ作成する。  
・ 日銀OCR分領収済通知書の枚数が100枚を大きく超える場合には、それぞれおよそ100枚ごととその残りについて歳入金等受入小計表を作成し、歳入金等受入小計表により歳入金等受入合計表を作成する。歳入金等受入小計表が5枚を超える場合には、5枚ごととその残りについてそれぞれ歳入金等受入合計表を作成する。
- 4. 【歳入金等受入合計表、歳入金等受入小計表の作成例】

(歳入金等受入合計表)

(歳入金等受入小計表) (注)

略称でもよい。 日本銀行本支店から通知を受けた番号を記入する。 領収印の日付と一致する。

(書式第31号)

歳入金等受入合計表												
帳簿コード	0	1	0	2	金融機関コード							01734011
通常	0	現金	1	通常	0	代理店	2	金融機関名			〇〇銀行〇〇支店	
引出	1	振替	3	本振	1	代理店	3	資金払込日				251205
自別	4	合計表		小計表		受入日		受入日				251203
目別	5	通番		家通番		有無		受入書類枚数				163
金額											727941324	
(記入文字例)											1234567890	

記入文字例にならって枠内にていねいにお書き下さい。

(用紙は日本銀行から交付されたものを使用する。)

金額冒頭に「¥」を記入しない。

歳入金等受入合計表の合計表通番から転記する。 「001」からの連続通番を使用する。(重複番号、飛び番号は使わない)

(書式第32号)

歳入金等受入小計表												
帳簿コード	0	1	0	0	小計表通番							001
受入書類枚数											123	
金額											363970662	
(記入文字例)											1234567890	

記入文字例にならって枠内にていねいにお書き下さい。

(用紙は日本銀行から交付されたものを使用する。)

金額冒頭に「¥」を記入しない。

「01」からの通番を使用する。ただし、払込店を兼ねている代理店の場合には、払込店で使用した通番と異なる通番とする。

領収済通知書の枚数を記入する。

(注) 日銀OCR分領収済通知書についてのみ作成する。

- 国庫金編（特殊な事務）特殊4 1. (3) の注意事項（右ページ）③1. を横線のとおり改める。

1. 国庫金振替訂正請求書については、その写を日本銀行業務オンラインにより提出したうえ、別途本書を郵送する。また、日本銀行業務オンラインによる提出後速やかに、日本銀行業務局（業務運行統括グループ）に電話連絡を行う。

- 国庫金編（特殊な事務）特殊5 2. (1) イ. の注意事項（405ページ）③中【歳入金領収済証明請求書（内訳口座にかかる証明請求）の記載例】を次のとおり改める（全面改正）。

【歳入金領収済証明請求書（内訳口座にかかる証明請求）の記載例】

**歳 入 金 領 収 済 証 明 請 求 書**

( 5 号)  
令和 3 年 5 月 11 日

日本銀行〇〇代理店  
あて

厚生労働省年金局  
歳入徴収官  
厚生労働省年金局事業管理課長  
厚生労働事務官 〇 〇 〇 〇  
(内訳口座名 厚生労働省年金局(札幌東))

下記のとおり領収済みのことを証明されたい。

記

年度	主(所)管名	会計名	部	款	項	目	納入告知書又は 納付書の番号	金 額	納入者の住 所及び氏名	取 納 年月日	納付場所	請求の事由
3	内閣府及び 厚生労働省 所管	年金特 別会計	—	—	—	事業主 拠出金 収入	1234-567890 —	円 70,000	〇〇市〇〇 町〇〇〇〇	3. 4. 10	〇〇銀行 〇〇支店	領収済通知書亡失 のため

上記のとおり領収済みのことを証明する。

令和 3 年 5 月 13 日  
日 本 銀 行 〇 〇 代 理 店

・ 代理店の記入事項

国民年金保険料にかかる納付書  
(参考書式第 5 号 (20)) の領収控  
に住所氏名欄がない場合には、基  
礎年金番号が記載されているこ  
とを確認する。

内訳口座名が付記される。

○ 書式第 5 号 ( 2 0 ) を横線のとおり改める。

書式第 5 号 ( 2 0 ) (歳入徴収官事務規程別紙第 4 号の 1 5 書式)

略 (不変)

備考 略 (不変)

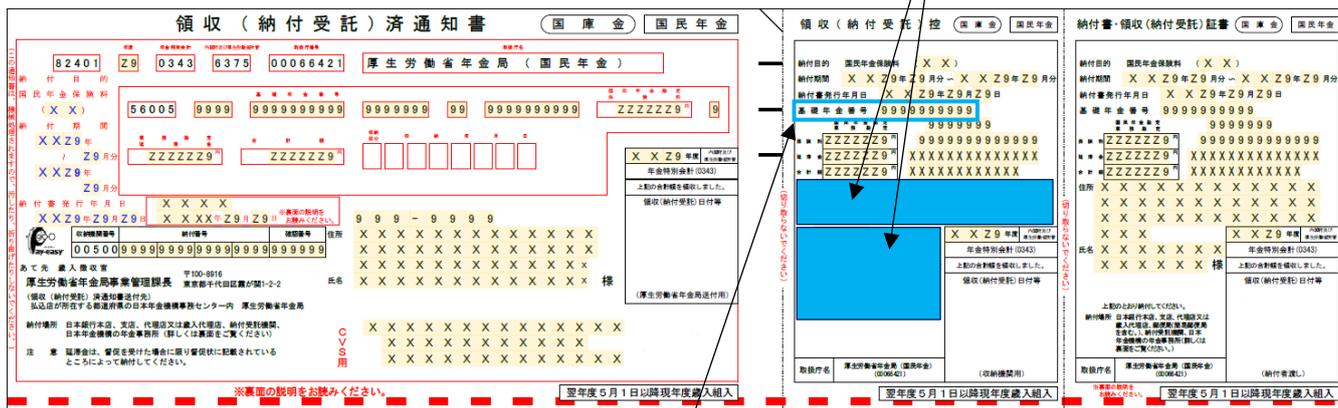
※ 納付書の領収控には、住所氏名欄が表示されないことがある。

### 国民年金保険料にかかる納付書の変更点

2023年4月3日より、窓口を持ち込まれる国民年金保険料にかかる納付書の領収控には、住所欄および氏名欄が表示されないことがあります。

#### 【国民年金保険料にかかる納付書の記載例】

住所・氏名は記載されない。



自店で保管している領収控について、歳入金領収済証明請求書の提出を受けた場合には、基礎年金番号により、歳入金領収済証明請求書との一致を確認する。

#### 【歳入金領収済証明請求書の記載例】

### 歳入金領収済証明請求書

( 5 号 )  
令和5年7月10日

日本銀行〇〇店  
あて

厚生労働省年金局  
歳入徴収官  
厚生労働省年金局事業管理課長  
厚生労働事務官 〇 〇 〇 〇  
(内訳口座名 厚生労働省年金局(国民年金))

下記のとおり領収済みのことを証明されたい。

年度	主(所)管名	会計名	部	款	項	目	納入告知書又は納付書の番号	金額	納入者の住所及び氏名	取納年月日	納付場所	請求の事由
5	内閣府及び厚生労働省所管	年金特別会計	—	—	—	—	1234-567890	円 70,000	〇〇市〇〇町〇〇〇	5.4.10	〇〇銀行 〇〇支店	領収済通知書 亡失のため

上記のとおり領収済みのことを証明する。

記